

平成28年10月
警 察 庁

「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第7条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを定める告示案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成28年8月5日から同年9月3日までの間、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第7条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを定める告示案」に対する意見の募集を行ったところ、当該告示案についての御意見はありませんでした。